

第六十三回
国会

参議院物価等対策特別委員会會議録第五号

昭和四十五年三月十八日(水曜日)
午後一時三十八分開会

工業技術院標準
部長 久良知章 啓君

出席者は左のとおり。

委員長 横山 フク君
理事 小枝 一雄君
竹田 四郎君
阿部 憲一君
中沢伊登子君

委員

上原 正吉君
大森 久司君
櫻井 志郎君
高田 浩運君
山本 杉君
鈴木 強君
竹田 現照君
山本伊三郎君

政府委員

公正取引委員会
委員長 谷村 裕君
公正取引委員会
事務局長 吉田 文剛君
経済企画庁国民
生活局長 矢野 智雄君

事務局側

常任委員会専門
員 坂入長太郎君
常任委員会専門
員 宮出 秀雄君

説明員

公正取引委員会
審査部第一審査
長 石川 一君
通商産業省重工
業局長 山形 栄治君

第二十部

物価等対策特別委員会會議録第五号

昭和四十五年三月十八日【参議院】

本日の會議に付した案件
○当面の物価等対策樹立に関する調査(公正取引
委員会の物価対策関係業務に関する件)

○委員長(横山フク君) ただいまから物価等対策
特別委員会を開会いたします。

当面の物価等対策樹立に関する調査を議題とい
たします。

本日は、先般公正取引委員会から物価対策関係
業務の御説明がありました。本件について質疑
を行ないます。御質疑のある方は、順次御発言を
願います。鈴木君。

○鈴木強君 最初に、八幡製鉄と富士製鉄の合併
問題のその後の経過についてお尋ねをいたしま
す。

八幡製鉄と富士製鉄の合併問題については、御
承知のとおり、公取が昭和四十三年の四月三十
日、両社から事前相談として趣旨説明を受けてか
ら世間では大きな問題になりました。この合併が
独禁法第十五条第一項第一号の、いわゆる合併に
よって一定の取引分野における競争を事実的に制
限するかどうか、こういう点が大きな論争になり
ました。当委員会におきましても、たびたびこの
問題は取り上げられまして、論議をいたしましたこ
ろでございます。しかし、結局、昨年十月十五日
に、両被審人から、同意審決の申し入れと違反行
為の排除計画書というものが提出されてまいりま
して、公取は、両者が合併すれば、この合併によ
って競争が事実的に制限されることと見られるの
は、鉄道用レール、食かん用ブリキ、鋳物用鉄、
それから鋼矢板、この取引分野であるということ
になりまして、排除計画を条件として合併を認め
る審決を十月三十日に行なったのであります。

私は、合併は独禁法違反であるという立場を終
始とてまいりました。したがって、この審決に
はたいへん不満を持っております。この審決に
は、しかし、手続を経て審決が下された以上
は、私もこれはこれ以上で問題点を返すこと
をいたしません。あとは実際にわれわれが心配し
たような形になるのかどうかということの今
後の問題でございます。私はそういう意味に
おいて、今後事態を強く監視してまいりたい、こ
う思っております。

そこで、一、二これに関連をしてお尋ねをいた
します。審決本文は、そこにお持ちだと思いま
す。それを拝見いたしますと、二十四項目から
なっております。本文一項、八項、十項、それ
から二十項、これに基づいて両社がそれぞれとり
なした措置、それから本文二項、十一項の措置を
とるにあたって行なった必要準備行為、これにつ
いては、合併期日前に公取に報告しなければなら
ない、こういうふうな義務づけられております。
聞くところによりますと、新会社は三月三十一
日、いよいよ発足をすると、私も私たちが承
っておりますが、きょう現在その報告は公取のほう
に参っておりますかどうですかというのを最初
に聞きたい。

○政府委員(谷村裕君) いま御質問の件でありま
すが、本年の一月の十二日に第一回の報告、それ
から二月の二十七日に第二回の報告が、いわば
中間報告と申すものであらうと思っております。それ
が参っております。そして現在、いわば最終的な
報告になりますか、それともまた中間的な報告に
なりますか存じませんが、近々のうちに次の報告
が来るという予定であるというふう聞いており
ます。

○鈴木強君 念のために伺っておきたいのですけ
れども、この報告は一つの義務行為だと思ふので
す。したがって、この報告がまいった場合に、事

実排除すべき事項が排除されているかどうかとい
うことの確認は、一体ただ単に文書によってやる
ものか、あるいはもう少し現実に公取が出ていつ
て、監査といひますか、調査といひますか、そう
いう方法ではつきり公取の目で確認してからそれ
を認めていくのか。もし万一、文書ではきた、し
かし、実際ではどうもおかしいというので、監査
してみたところが事実おかしかったというふうな
ことであれば、これは例でございますけれども、
そういうような場合には審決といふものは一体ど
うなるのか。要するに、それが確認をされない限
りは私は新会社というものは発足はできないと思
うのですけれども、審決そのものは一時延びてい
くという程度のものでしょうか。要するに、それ
よりも、審決は生きておるのだが、合併期日とい
うものは当然延びていくというふうな考えればい
いんですか。

○政府委員(谷村裕君) 具体的に富士・八幡の問
題についてのお尋ねであります。二つの点を問
題にしておられると思ひます。

第一は、いろいろ審決で命じました義務を、い
かにして公取は確認するかという審決執行の問
題、それから第二番目には、もし審決違反があ
った場合に、事態はどういうことになるのか。一般
的に申しまして、私も富士・八幡に限らず、
いろいろな勧告をいたしました。あるいは審決
をいたしたりしております。それについてたとえ
ばある協定を破棄せよというふうなことを申しま
した際には、破棄をちゃんと、これこれかく
かくのものをしましたという書類を、たとえ
その通知の写しをそろえて持ってきたり、あ
るいは破棄のたとえは総会の議事録の謄本とい
うものを持ってきたりして、そうして確認して
いるというわけでございます。たとえ謄本その
ものがまたインキなものであるとかいうことが
あれば、まあいわば官公庁に対する公文書とし

て、ちゃんと公の官庁に対する文書を偽るということ、それ自体も一つのあれになりますから、事と次第によって、そういうようなことはたいへんな問題になるわけでありませう。一般の審判事件そのものについて、一体どの程度のことをやっているかということになりますと、それは契約書の写しを持ってこさせるとか、それからたとえばユーザに出した通知があれば、その反対側のもつたほうの人に行つてちゃんと受け取ったかどうか確認するとか、事と次第によっていろいろやり分けていくわけでございます。富士・八幡の場合につきましては、たとえば、ノーハウ、いろいろ技術の提供というふうな関係のことにつきましては、その両者の間でかわした契約書の写しというものを、たとえばちゃんとつけて持ってきておる。ところが、それでは株式を処分したという報告、これについて、いまの段階ではまだ私どもは、具体的にそのほんとうに株主名簿を現場に行つて調べてやつていくかといへば、いまの段階ではまだいたしてありませんけれども、最終的な段階までには、たとえばそういうこともきつとやるべきものは、これはピンからキリまでいろいろ問題がございますけれども、やるということも考えておるわけでございます。特に大きな問題でございますから、まずその確認の問題、これは程度の問題でございますけれども、従来の例にならつてやろうと思つております。

それから第二番に、合併期日までにちゃんとやれということがやられていない場合どうなるか。これはいまのところ、私どもは、大会社でもあり、国民からも一般に信頼もされ、また期待もされておる会社でありますから、さようなことにはならないと思つております。おりますけれども、まあ仮定の質問として、もしわれわれから見れば、決どおりの実行をやつていないと思われ状況があつたらどうなるかという、仮定の御質問としますと、その場合には、別に審決がそのまますつと続いていて、合併はそのままでできないという形ではございませんで、合併は合併として実行されて

も、これは審決違反という状態が起りまして、そうして審決違反による罰則の適用、かような問題になるのが従来とも審決の執行のやり方でございます。そうしてまた、それが法律の考へているところでございます。

○鈴木強君 私は、非常にこの点を重視するのは、少なくとも鉄道用レールと、食かん用ブリキと、鋳物用銃と、鋼鉄板の取引分野におきましては、実質的に競争が制限されるというように見ているのです。結論は、しかし、これについては、条件をつけてならばそういう制限にならないという事です。それだけに、かつてない公取としても事前審査も慎重にやられたと思ひますし、特に二十四項目にわたる本文における条件を示しているわけですから、一つ一つこれは具体的に示しています。したがって、私は、譲渡とあるいは株の売買とか、そういうようなことはそれぞれの手続によつてももちろんやられていくと思ひます。ただ当初、まあ言うならば独禁法違反ではないんだ、自由競争制限にならないんだという、そういう考え方でもって突つ走ろうとしたのに対して、公取がかなり慎重に審査をいたした結果、結論としてこういうことになっただけに、これは、私は相当に今回の場合は他の例と違つて、公取は重要な関心を持つてこの排除事項を実施できたかどうかということについてはやつてもらいたいと思ふのです。そうしませんが、たとえ一つでもかりにあつたとしても、それはそれとして審決は生きておつて、合併はやつていくのです。審決違反で罰則だけだすということでありますれば、それは法律的な立場はそれでしよう。しかしながら、そんなことで、罰金を払つてもいいからやろうということにこれがもしなつたとしたらたいへんなことですから、それだけに、異例の審決だけに、この条件の実施の成否についてもひとつ厳重な態度で臨んでほしい。これははつきり谷村新委員長からも答えておいてもらいたいです。非常に国民は、あらゆる物価の面にこの鉄というものが広範な影響をするものでありま

すから、それがたして物価にはね返るかどうかということはたいへんな問題だと思ひますから、ひとつこれは、私はどういふようですけれども、委員長からもききたる態度でやつてほしい、やつてもらえるというお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(谷村裕君) お説のとおり、たいへん世間からも注目を浴びたことであります。両社あるいは関係者、みんなこの合併がいかなる効果をもたらすか、また合併後において一体どういふふうになるか注目していると思ひます。そういう意味で、私も審決の執行というものは、おつしやるような意味で十分な注意を払つてまいらうと思ひます。これは、確認と申しますか、当然のことでございますが、なお、お話にも出ませんでしたけれども、審決後においても要求されている問題もございまして、さような点につきましても十分私は、両社、新しくなれば一社でございますが、十分、世間の期待にこたえて間違ひなくやつていつてもましても、われわれとしては十分注意をしておきたいと思ひます。さらには、合併にあつて、法律的な見地からは、まさに御指摘になりましたような四品目について実質的な競争制限ということになると、したがつて、それを排除するようにという処理が行なわれたわけでございますけれども、一般的に言ひまして、日本の経済の中で非常に重要な地位を占める鉄鋼業であり、また巨大産業でもあり、巨大企業でもございます。巨大企業といひますか、そういう日本の経済の中で非常に、いわば力の強い、それだけにビヘービアが大事故であると、そういう企業の行動のしかたは、これは十分私どもとしましては、この合併で指摘した点だけでなく、大企業全体の動き方とか、そういうものも十分に注意してまいりたい、さように考えております。

○鈴木強君 それからこれは谷村委員長の御見解を私があえて聞こうとするので、多少失礼になるかも知れませんが、私は、非常に心配を國

民とともにしておるものですから次の質問をいたしますが、実は、歴代公取委員長の辞任の経緯なんです。なかなかこれは国民には合点がいかぬ。昨年の十月三十日にいまお尋ねをいたしました審決がなされて、その一週間あとの十一月八日に山田精一委員長は、健康上の理由で辞任されたといつております。しかし、私は、端的に言つて、この山田委員長の辞任というものは、単に健康上の理由だけではないと思ひます。山田委員長は非常に合理主義者でございました。この委員会にも幾たびかおいでいただきましたが、信念の強い、つばな方だと私は信じております。しかも天井知らずの物価高の中で何といつても国民が期待をするのは、もちろんこれは厚生省なり、農林省なり、一般的に政府に望みますけれども、特に独立的な立場に立つて大きな物価のお目付け役の立場にある公取、さらにその委員長に期待するものは非常に私に大きかつたと思ひます。しかし結局、こういう大きな期待があるにもかかわらず、富士・八幡の合併問題について一体政府はどういう態度をとつていくかという、財界の首脳部もそうでありまが、政府自体も私は一貫してこの合併を支持しておつたように思ひます。ここでも私は幾たびか通産大臣ともやり合ひました。公取というのは、行政組織上は総理大臣の所属に当然なつておりますから、行政官庁であることは間違ひない。しかし、独禁法を見ますと、公取の委員長のその職権の行使ということについては、やっぱり独立性が保証されておると思ふのです。だから、山田さんは私は正義の士として大に健闘されたと思ひますし、一生懸命にやられたと思ひますが、これに対して合併を促進する一連の反動的な力が有形無形に私は山田さんにかつた、こう思ふのです。そうして情熱をもつて独禁政策に打ち込んできた山田さんにもついにやめなければならなくなつたといふようなことでは私はないかと思ふのであります。また、そのように国民が疑念を持つてもこれは弁解の余地がないとも私は思ふのです。歴代の公取委員長が、何か重大な決定をするそ

と、ちやんと公の官庁に対する文書を偽るということ、それ自体も一つのあれになりますから、事と次第によって、そういうようなことはたいへんな問題になるわけでありませう。一般の審判事件そのものについて、一体どの程度のことをやっているかということになりますと、それは契約書の写しを持ってこさせるとか、それからたとえばユーザに出した通知があれば、その反対側のもつたほうの人に行つてちゃんと受け取ったかどうか確認するとか、事と次第によっていろいろやり分けていくわけでございます。富士・八幡の場合につきましては、たとえば、ノーハウ、いろいろ技術の提供というふうな関係のことにつきましては、その両者の間でかわした契約書の写しというものを、たとえばちゃんとつけて持ってきておる。ところが、それでは株式を処分したという報告、これについて、いまの段階ではまだ私どもは、具体的にそのほんとうに株主名簿を現場に行つて調べてやつていくかといへば、いまの段階ではまだいたしてありませんけれども、最終的な段階までには、たとえばそういうこともきつとやるべきものは、これはピンからキリまでいろいろ問題がございますけれども、やるということも考えておるわけでございます。特に大きな問題でございますから、まずその確認の問題、これは程度の問題でございますけれども、従来の例にならつてやろうと思つております。

のあとにやめておる。これは歴史が証明しております。谷村新委員長は、山田委員長のあとを受けて重大な公取行政の独禁政策の矢面に立たれると思う。私はその責任はきわめて大きいと思ひます。しかし、またそういうことが繰り返されないとは限らない。したがって、あなた自身が御就任以来、新聞記者の皆さんや、あるいは先般の国会において所信の御表明等を承りました。私はあなたが山田さんと同じように十分に国民の期待に沿っていただけることを確信いたしますけれども、こういうふうな委員長の交代の事実をあなたも知っておいて山田さんのあとへ来たと思うのであります。したがって、何か胸に感ずることがあったらひとつ率直にこの機会に言っていた方がいいと思ひます。

○政府委員(谷村裕君) どうも鈴木委員の御発言の、その最後のほうは私がちゃんと自分の考え方を申し上げればいいんですが、初めのほうのことにつきまして、特に山田委員長がやめられたその経緯と申しますか、お気持ちはどうであつたかというふうなことは、まあ鈴木委員がいわばそう推察しておられるということでありましょう。私はそれについていまい何かそうらしいとも、そうでないとも申し上げる立場にございせんから、そこは許ささせていただきますと思ひます。

ただ、私も委員長になりましたから、いろいろ記録を調べたわけでございます。国会での御審議の様子、あるいはまた、内部でのいろいろな議論の展開、確かにあれだけの問題をさばいていくといたしますれば、いろいろな面であつていへんお疲れになつたろうと思ひます。私は自分でもそういうふうな感ぜられます。もし私がその衝にあつたら、私もずいぶん心身ともに疲れたらうと私は考えてみました。この間、お二人の委員の方が、やはりたいへんからだが疲れているのでという理由で御辞任になりましたけれども、その二人の方とは直接に話しておりませんが、やはりずいぶんお疲れになつたと聞いております。これは人間のことでございますから疲れるのはいたし方ないと思ひます。

思ひます。

第二番目に、私自身がどう考えているかということにつきましては、これは就任のときにここでございさつとも申し上げましたが、私は山田委員長ほどにしっかりとやるか、あるいはさらに他の先輩の委員長ほどにしっかりとやるかどうか、はなはだ微力でございますが、私の全力をあげて私に与えられた職責を尽くしてまいりたい、かように思つております。

○鈴木強君 このあとに、もう一つ私はお尋ねしたいのですけれども、私があなたに何か胸に感ずることがあつたら言つてほしい、こう申し上げたわけですね。いま日本は貿易、資本の自由化というふうな波の中でいろいろ問題があると思ひます。そのことはわれわれもわかるのです。ただだからといって、いまの独禁法そのものを一体変えていこうという考え方の人と、守ろうという人の考え方、これは当然あると思ひます。われわれも、何でもかんでもいまの独禁法が全一〇〇%どこもいじらなくてもいいのだという考え方を持つかどうかについては私も断言できないのです。

しかし、独禁法というものが制定をされ、独占排除の方針が日本でも打ち立てられてきましてから今日までの過程の中で、この法律は法律としてのよさを發揮してくれております。だからこれをかりに一部の人が言うように、突き破つていくということになるならば、それはそのかわりにどういふ具体的な政策をとっていくのかということをはつきりきめると同時に、法律的にその点を明確にしていかなければ、結局は消費者、国民に対しての利益に影響することもあるから、私はそういうふうなこの問題を受けとめます。

そこで、いまわれわれが富士・八幡の合併を中心にして非常に感じてゐることは、さつき申し上げましたような客観的な一つの理由の上に立つて、独禁法を抜き、独禁法改正というふうな一連の動きが出てきているわけですね。そこで私は、国民は、一体その点をどういうふうな委員長として考えておられるのかという点が一つ聞きたいこと

とだと思ひます。と同時に、先ほども申し上げましたように、行政組織上は総理大臣の所管に入ります。しかし、職権の行使については独立性というものが与えられている。私は三権分立のように裁判所のような性格があるとは思ひません、思ひませんが、そこには独自性というものが与えられていると思ひます。だからその独自性というものを十分に發揮していただいて、そうして新委員長が独禁政策というものをやつてほしい、こういう強い願いを、私は持つてゐると思ひます。この願ひに対して谷村新委員長が、そうだ、その使命感と責任感をもつてこたえていただけますか。あまり力がなくて非力だということはおたまりません、これは。まだあなたは若いのだ。だから思う存分独禁法の精神を体してひとつやつてほしい。こう私は願ひがゆえにさきの質問をしたわけですが、やや今度の質問は具体的になりましたからひとつお答えをいただきたい。

○政府委員(谷村裕君) 鈴木委員も御指摘になりましたように、行政の立場というものは、そのときとときのいろいろな情勢に対応して、いかにすれば国民全体のために一番役に立つように働けるか、法律もまたそうであらうかと思ひます。したがって、鈴木委員のおっしゃつたように、法律というものは一ぺんつくつてしまつたらもうこんりんざい変えないというふうなわけではなくて、よりよくしていくためにはどういふ点に問題があり、どういふ点は、たとえそこはこつていふに直したほうがよりよくなるかということ、行政官庁としては常に考え、必要とあれば立法府にお願ひするという立場であらうかと思ひます。

また、御指摘になりましたけれども、独禁政策の基本的な考え方を破つて、日本はもうそういうものは要らないんだというふうな考えでいるような人は私はいないと思ひます。おそらく日本の経済あるいは日本のこれだけの発展をさせた基本になつてゐるものに独禁政策というものがあつたということ、いまの鈴木委員の御指摘のとおりだろうと思ひます。そういう上に立つて、たと

えばいま骨抜きの話が出ましたけれども、世間では、骨抜きだけでなく、もっとこつていふ点に考えを入れてみたかどうか、こつていふ点も考えてみたらどうかというふうな意味での、ことばを逆にすれば強化論と申しますか、そういうことを言つていらつしやる方々もおいでになるわけなんです。それこれあつて、実態的に一体どういふ点が問題であり、何をわれわれはしなければならぬかというところは、すでに当委員会におきまして、三年ぐらい前からそういう問題を専門に勉強するという内部組織をつくりましてやつておるような次第でございまして、要は、いろいろジャーナリスティックに言ひますと、骨抜き論とか緩和論とかいふことになつてゐます。あるいはまた、逆に強化論というふうな話になつてゐますけれども、一体具体的にどういふことが大事か、そのために法体系というものはどうすべきかということ、さらにまた、行政機構という点に對してのあり方についての、感情的にあつていふのはけしからぬとかどうだとかいふ話でなくて、ほんとうに日本の経済全体のために、何も公取だけをつかまえるのでなくて、たとえば消費者行政なら消費者行政といふことを全体として考えて、そういうときに公取のあり方はどうであるかとか、いろいろもつと高い見地から、独禁政策けしからぬというふうなそういう考え方からでなしに考えるという問題であれば、私どもは十分そういうものについて耳を傾けなければならぬ、そういうふうに考えております。

○鈴木強君 私の質問が抽象的な質問ですからね。独禁法改正、じゃ一体どこを改めるのかというその焦点がぼけておりますから私申し上げておりましたから、委員長の御答へも非常にむずかしいと思ひます。一連の独禁法の改正というのは、富士・八幡の合併問題で公取がもたしたてゐるときに、これは新聞に載りましたことですから私は通産大臣にも伺つたんですけれども、そうならもう政府は独禁法を変えてもやるんだというふうな、そういう記事が出たんです。そこで伺つ

たら、いや、通産大臣としてそんなことを言つたと言つても首になるというふうなことをここで答えていたから、大臣が公の席で言われたから私は信頼を置いてきています。それだけでも、それはやはり実態というものには新聞の皆さんが見ているような点がある。だから、いろいろな意味における有形無形の圧力が加わったということを申し上げておきます。ですから、そこいらにポイントを置いて、実は抽象的だけれども言っているんです。だから、いま経団連のほうでも独禁法研究会というものが現に持たれております。それから自由民主党でも、行政調査会、経済調査会の合同部会というものが開かれ、すでにこれは中間報告も出しておられる。あなたもお説みになったと思いますけれども、あなたも長い間役人をされておつていま公取におられるわけだから、私が言うのはかえって失礼なわけで、当然、行政官であつたとしてもその成り行きというものはもうわかつておつたと思ふんですよ。だからして抽象的なことで抽象的なお答えをいただいたわけです。いづれ具体的な問題についても私承りたいと思つておられますけれども、そういうわけで、そういう一連の動きに対して私もある面はあなたと共通する点があるし、何でも反対ということではなく、よりよいものにするということについてはこれはやらなければならぬことですから。ただ要するにやり方ですね。手段、方法、そういうものをやはり十分国民の納得するものを考えつつやっていきたいと思います。そこに国民から見ると不信を抱くことがある。そういう取り運びがなくなつていくのです。しかし、それは言つても常識論が通らない、政治の中では。そういうまた一連の強い力を持っている、政治というものは。だからそこいらにあるいは行政府と立法院との考え方の相違というものがたまには出てくると思うのです。皆さんはこれは少し行き過ぎだと思つても、これをあえて政治の中でやられる場合もあると思うのです。実際にそこまで

やらなくてもいいと行政官が思つても、政治はそれを許さない場合があると思ふのです。ですから、そういういろいろと政治の仕組みというものがあるだけに、私はいま起きている独禁法改正への動きというものは、これはただ単に黙つて見るわけにはいかぬ。だからその成り行きについては絶えず注目をし、監視をし、内容を十分検討するという努力が必要だと思ふのです。私もふつかながら勉強させていただいておるんですけれども、そういうわけであなたが就任されて、いまのところは独禁法というものを忠実に守つていくのがあなたの職責でしょうから、そしてその職責を忠実に守りながら国民の信頼にこたえていただきたい、こういうところにくわけです。そこでひとつ承りたいのは、自民党のさつき申し上げた中間報告ですね、これに対しては委員長として何か御意見ありますか。あつたらひとつ聞かして

○政府委員(谷村裕君) 自民党の経済調査会と行政調査会でありましたが、合同していろいろ勉強しておられるその内容は私も拝見いたしました。基本的にはそれが独禁政策それ自体を否定しようというのではなくて、よりよい運営をしていこうというお考えに基づいておられるものだというふうには私は承知いたしておりますけれども、具体的にその内容その他についていま私が論評することは差し控えたいと思ふ。しかし、たまたま富士・八幡事件の最中であつたことがなされたということによつて、いかにも富士・八幡事件で、いま鈴木委員がおつしやいましたように、公取がもたしたしておつたときに、ああいうことをやったということ、ある種の批判をしておる向きがあるかと思ふますが、私は、そういう問題と切り離して、そういういろいろな公取あるいは独禁法あるいはさらには独禁政策はいかにあるべきかという意見は、自民党に限らず各方面の御意見を十分によく伺つて検討したい、かように考えております。

次に具体的にひとつ伺いたのですが、持ち株会社のごときで、これは独禁法九条によつて設立が禁止されておる。ところが最近、持ち株会社を復活したらどうかという意見がかなり出ております。特に、経団連の独禁法研究会では、独禁法を改定して、持ち株会社の全面復活を認めようという主張をされておるようです。そこで、あなたはこの持ち株会社の復活の問題についてはどうふうにお考えでしょうか。これは具体的な問題ですから、ひとつ見解を聞かしてはしい。

○政府委員(谷村裕君) 経団連のほうはときどき新聞だのあるいは雑誌だの、しかも委員会とかなんとかいうもののいわば公式のまとめたものという意味ではなくて、何かその委員長であるいはスポークスマンの方ですか、そういうことをやっておられる方が語つておるのをわきで聞いておるという程度で実態が一体どういふことを考え、何をそこから引き出すとして議論しているかという点については、まだ私も承知していません。さうなわけで、独禁法全体のいろいろな問題の中で、持ち株会社というものの勉強も率直に申しまして私も内部でいろいろ勉強してございませぬ。これはいろいろな問題は勉強したほうがいいという意味で、過去においてどういふ立法の経過あるいは改正の経過があつたかというふうなことは、諸外国でどのようなことになつておるかというふうなことも、私はまださう十分得ておりませんが、事務局がずいぶん勉強をしておるようでございます。いま突然とお聞きになりましたような意味において持ち株会社の規定をどうするかということについては、私はいまのところどうとも考えておりません。これからまたどういふお話になるのか、よく伺つてみたいとわからないわけでございます。

○鈴木強君 あなたは先般、新聞記者との会見をされました。これは私は記事を見ました。その際に、記者の皆さんに、持ち株会社に対しての御見解をお述べになっておりました。そういうことがありながら、公の国会の場において国民の知りたいと思つておること、これを私は取り上げました。これに対して、突然の質問だといふふうには言われるわけですが、どうして御見解の発表ができないのか、はなはだ私は奇異に思ふ。見解があつたら大いに発表したいいいじゃないですか。

○政府委員(谷村裕君) 新聞に出ておること、は、そのとおりでございます。これは私、一方的にしゃべつたわけではなくて、御承知のように、新聞の方がいろいろお聞きになる、そのお聞きになったのに対して、まあこういうことでしょうかというふうなことでお答えしておるわけで、私がいま申し上げたことは、いわばその結論のようなことを申し上げましたので、その結論に至る過程では、たとえばこういうことを考えて、持ち株会社を復活したらどうかと考えておられる向きがあるかどうかという、そういう質問が新聞の方からあつたのです。具体的に申しますならば、たとえば石油の海外資源を開発するのいろいろな会社、それぞれ地域についての何か会社をつくつて、それに出資をしておるというふうなやり方を、もう少しまとめて一つの会社でもって石油資源の開発を海外に向かつてはやるようにして、いまそれぞれの地域において、それぞれの会社がやつておるような事業は全部その一つの会社のいおば子会社みたいなにして、株をプールしてみたらどうか、かような案を考えている人があつたかどうか、かようなお話が出たわけでございます。たとへばです。それからたとえばだれも財閥の復活を考えているようなことではないけれども、ある事業会社がそれぞれの事業部門をそれぞれだんだんに独立させていって、たとえば従来子会社を一つ二つと持っていたようなものが、だんだんそれぞれの事業部門を独立させていったらば、そしたら、とうとう最後に残つたのは管理部門だけになつたやうなふうな、これは持ち株会社を設立するんじゃないやなくて、持ち株会社となつてはならないという、それに触れるかどうか、

そういう問題としてたとえお話をしたわけでございます。それからさらには、どういうおつもりでございましょうか、提携という形もあれば合併という形もある、そんならちょうどその中間に持ち株会社というものがあってもいいじゃないかとおっしゃっている方もいると、これは全部私が自分で考えているのではなくて、そういうふうなことを言っている人があるがどういふことかと、こういうお話として聞いておるわけです。ただそのお話を承っておりまして、それじゃ具体的にその話が九条を変えなければどうしてもできない問題であるのか、また、それだけのことで済まして一体いかなる経済上あるいは実体上の実益というものが、あるいは要求と申しますか需要というものがあろうのか、そういうことを私も十分検討してみなければ、簡単に答えが出るものではない。ただそれはその方々は、世界でたった日本が一つだけあゝいう規定があるのだということもよく言っているしやいます。それからもう一つ、外資の上陸に対抗するものとしてつくつたらどうかと言っているしやる方もいるのでございします。それこれあわせて私も言うていられしやる方々の具体的な内容についてもまだ実は十分承知しておりませんし言っているしやる方もそれほど突っ込んで勉強して言っているしやるといふことではない、これからその辺はまた勉強するのだと言っているしやるそうです。そういうことで、私もそれはそういう話は一切もう耳はかきないといふことはこれはあり得ない、十分そういう話があれば、やはり聞いて差し上げて私はいいことだと思ふのです。そういう意味で私も内部で勉強もしております。たださつき結論めいて申し上げたことは、いまの段階でどうしようという考えは持っておりませんといふことを新聞の方にあのときも申し上げたわけでございます。

○鈴木強君 いろいろ展開する情勢の中で適宜適切な考え方を持っていくことだと思ひますが、結論的にそうすると、こういうふうに理解しておいていいですか。谷村委員長としては、現段階において九条を変えて持ち株会社を持つという、そういう制度の復活については考えておられぬ、ただいろいろこういう情勢になってくると考えなければならぬ点はある、したがって、それらの点については絶えずわれわれも――委員長、あなたも深い関心を持っておる。それが制度改正にいくかどうかといふことはそれからのことになるんだらうと思ふけれども、相当幅を持っているわけですね。絶対これ以上何が何でも変える必要がないと、こういうわけではなくて、そこには相当な幅を持って持ち株会社については考えておる、こう理解をしいいわけですか。

○政府委員(谷村裕君) これは答えを、一番最後の答えを端的に言つてしまふと仰せられますならば、いま言われたようなことであらうと思ひます。何が何でも耳をかきさない、絶対これをタブーだから耳をかきさないとか、さようなことは私は行政官として申すべきではない。それはそういう中で状態に応じて考えなければならぬものがあれば考える、さらに進めなければならぬものがあれば進めるといふのがお国のためであるといふことならば、そうすべきであらうと思つております。ただ忘れてはならないことは、独禁法第一条に掲げております独禁法の目的ないしは独禁政策というもののわが国における位置、そういうものから見たらいば何と申しますか、バックボーンと申しますか、基本的な線をくずすものであつてはならない。これは私だけではなくて、おそらく言つておられる方も、またどういふ立場から言つておられるかにもよりますけれども、少なくともいま言つておられる方々はその線をくずさうと考えてはおられないと私は思ふのです。

○鈴木強君 時間がありませんので、もう少しこはやりたかつたんですけれども、いまの委員長のお答えでかなりわかりましたから、次に移ります。もう一つ、昭和四十三年でしたか、独禁懇話会というのが公取の中に設けられました。これはおそらく委員長の私的な諮問機関というのか、何か相

談機関だと思ひますけれども、これも私たちは設置の目的、ねらいですね、何をねらっているのか、どういふ目的でつくられたのか、現在、一体何をいままでなされてきているのかというようにことも実はきょう少し承りたかつたんです。これは私は、独禁法改正の問題とかかなり関連を持つて聞かうと思つたんです。まあ一つはそういう考え方と、もう一つは独禁法そのものをいかに忠実に厳格に正しく施行していくかという、そういう問題点の解明の目的もあると思ひますけれども、しかし、これは私はこの次に伺ひますけれども、時間がありませんから、非常に関心を持っております人間がおるといふことだけはひとつ腹に置いてやつてほしいと思ひます。あなたもかつて委員長になる前、委員をされておつたんですから。いたゞいておりますこの資料だけではとても理解に苦しみます。できるならもう少し内容を聞きたかつたんですけれども、時間がないうすから、次にいたします。

それから次に、この前のあなたのほうの業務関係に対する報告を承りましたときに感じたのですけれども、実は再販価格の維持行為の規制の問題ですけれども、四十四年度中に、資料を拝見しますと、医薬品、それから化粧品、家庭用石けん、歯みがき、海外旅行用のカメラ、これはノータックスの場合には認められておるわけですが、これは一応省きます。したがって、歯みがきまでの四つの問題についてリベートとか、あるいは現品添付の実態調査というものをやられたようですが、何件の御調査をなさつたのか、また、その御調査の結果はどういふことになつておるのかひとつ聞かしてもらひたい。

○政府委員(谷村裕君) いま御質問の再販関係での、いわば流通関係のリベート等の調査は、私の承知しておりますところでは、二百二十五社に調査表を送つて実態調査をしたと聞いております。

○鈴木強君 結果は。

○政府委員(谷村裕君) 結果は、実はまだ集計しておりません段階で、これは任意調査でございます

ために、先方が記入して報告してくる。そうすると、それをもう一べんまたいろいろな角度から整理しておるということ、総括的に申し上げる段階にはまだ至っておりませんが、一部分、部分的にはわかっております。部分的なものでもよろしければ申し上げますか、いかがいたしましうか。

○鈴木強君 ええ、お願いします。

○政府委員(谷村裕君) それでは事務局から申し上げます。

○政府委員(吉田文剛君) 先ほど委員長から申し上げましたように、再販指定商品でございます医薬品、化粧品、石けん、洗剤、歯みがき等につきまして、再販実施業者と、それから商品は指定されておりますも再販を実施してないもの二百二十五社につきまして、リベート、マージン、現品添付等の状況を調査いたしましたわけでございます。現在まだ集計はできておりません。集計を検討している段階でございますが、中間的に一部わかつているものもございます。これはたとえば医薬品の場合でございますが、メーカーの名前はこれは申し上げませんが、マージン、リベート、現品添付合わせまして小売り価格の五〇%、あるいは最高の場合には二五%、これはある期間、二カ月間ということでございますが、それからあるいは七六%、七五・六%というような例がわかつております。これは一年じゅう通じてやつていふというものではございません。特売期間中というふうな、特に多い期間における例外ではございますけれども、そういう例がございます。

○鈴木強君 これはいづれ私は、個々の内容についてもう少し御説明をしていただく機会をつくりたいと思ひますが、特にお願いをしておきたいのは、一つ一つの、個々の契約内容について検討を当然されておるわけですが、その際正当な行為の範囲を逸脱したものとか、あるいは一般消費者の利益を不当に害する、いまでもちよつとお聞きしまして驚いておるのですけれども、そういうものについては何かの強力な規制措置というものを当然私はやるべきだと思うのです。その規制措置につ

○政府委員(谷村裕君) 御指摘のとおり、私はまあそういうわけではなはだまだ不勉強で申しわけ

ることについては必要性があるのだから、あるから検討するのでしょうか。規制をしない場合のほう

ない、三件について法的措置をとりました、と書

○政府委員（谷村裕君） 再販問題は非常に最近や
かましい問題としていろいろな角度から議論されて
おると思いますが、私自身はなはだまだ就任い
たしまして日が浅いものですから、十分勉強いた
しておりませんけれども、いまの御指摘になった
ような点まで含めまして、再販契約というもの
の持つ意味、可と一本二本はなっつておるもの、二

けないのですが、みんなでの問題は勉強してやるようなことでございますし、また、ただ単に再販問題というだけを抜き出してつかまえる以上に、いろいろな、たとえば製品差別化とかなんかに、いろいろなむすかしい問題とかあるいは流通機構の問題とか、その再販それ自体の、いわばパツ

方がいいかもしれないが、そんないいかげんな考え方は、これは私は返上しますよ。規制をしたほうがいい場合と、またそれをおくらしただほうがいい場合があるがごときような委員長の御発言というものは私は受け取れませんよ、そんなもの。何を言っている。

てゐるのか、公取は。

○政府委員（谷村裕君） 御指摘を受けまして、まことに十分な答弁ができないで申しわけございませんが、直ちにこの点につきましては、私、調べ

してまた、それが現実にとどういう姿として運用されるのが法目的としては正しいのか、あるいは法目的から逸脱しておるといふふうに考えられるのかということが、もう少し時間をかしていただいで、十分勉強させていただきたいと思いますが、少なくともベートとか現品添付とかいうふうな問題は、いわゆる独禁法の二十四条の二のまづばら

じゃないかと思えます。そういうことまで含めて、はなはだ私も怠慢のせしりを受けるわけでございますが、いわば問題を表面的にでなく、もう少し掘り下げて考えてみたいという気持ちが私はしているわけでございます。いつまでにとのお話は、これはそういう事柄でございますから、ここでお約束を申し上げるわけにはまいりません。

○政府委員(谷村裕君) 少し私の申ししていることが十分御理解になっていただけないのかと思いますけれども、たとえば過大なリベートであるとかあるいは過大な現品添付というような問題があること自体を私はいいことだとは思いません。それは、その点についてはそうだと思えます。ただ、一般論として再販問題をどう考えるかというお話として申し上げたとき、いろいろと勉強して、

るように命じます。しばらくお待ちくださいたいと存じます。どうも失礼いたしました。

○鈴木強君　まあ、あなたの内部のこれは運営の問題の不幸際だと言うが、少なくともわれわれがいただいた正式な報告書の中に書いてあることがわからぬようなことで審議は続けられませんよ。

○政府委員（谷村裕君）　ちょっとお待ちください

ただし書きで言うと、「当該行為が一般消費者の利益を不当に害することとなる場合」というのに該当するかどうかというのをいろいろ他の例もあわせて勉強いたしましたして、考えてみたいとおります。

○鈴木強君　これは職務怠慢だ、そんな適当な態度で公取がおつたのじゃ、これはけしからぬですよ、私はね、こう思いますよ。だからして、あなたが期限が切れぬというのだから、ここで切ろうとしてもこれは無理でしょう。ただ、傾つくよ、

と、こういうふうに考えているわけでございます。

○鈴木強君　まあ、公取がそういうことならそれでいいですよ、私のほうはそういうつもりでやりますから。

○説明員(石川一君)　一つは、楽しい手芸のハマナカ関西代理店会、もう一つは、同じく九州代理店会、もう一件は、大塚製薬株式会社に対する件、三件でございます。

○鈴木強君 これは委員長、そんなまっちょろいことではだめなんです。あなたは御就任になって日が浅いかもしれないけれども、終始一貫公取としては、再販価格の維持行為の点については努力をされてきておると思うのですよ。そういう置が、いつも受身々々なるのです。

私は怠慢と言われてもこれはやむを得ないと言われるのですが、怠慢です、したがって、怠慢の罪ほろぼしをするために、すみやかにあなたが音頭をとって近い機会にそういう規制を考えてください。これは私が強く要望しておきます。

○政府委員（谷村裕君） 第一 審査長からお答えい
 ます。昭和四十四年度中に十三件の違法な再賦
 価格維持行為に対する審査が行なわれているが、
 その三件については法的措置をとった、という
 うふうに言っていますが、その三件の内容は何か、
 明らかにしていただきたい。

○鈴木強君 内容は。
○説明員(石川一君) 松下は間違いでござい
た、前年度の問題でございます。
○政府委員(谷村裕君) いま石川審査長から申
上げましたように、何か三つあるようでございま
すが、その内容についてさらに申し上げましょう。

という間隙をぬってやるわけですね、商魂たくましいものがあるのですから。だからして、やはりそういう規制はすみやかにつくって、そしてやるこ

○政府委員（谷村裕碧） 甘んじて怠慢ということばを受けるといったつもりではなくて、先生から怠慢だとおしかりを受けましたが、という意味でございます。私どもは、怠慢にならないように、

○説明員(石川一君) 一件は松下電器株式会社に
対する件でございます。三件はございません。

か、お聞きになりますか。

○鈴木強君 時間が少しありませんから、大塚製薬のオロナミンCドリンクだと思うのですが、違いますか。

とによって消費者の利益をほんとうに害さないようにするのがあなたの責任ですよね。だからして、まあ就任されたのですから、その点はあなたの個人的な立場はわかるけれども、公取としての

できればこういう問題はある意味では早くしなければならない、ある意味では、また十分いろいろな問題を掘り下げて慎重に扱おう、この両面をやはり行政としては踏まえて、できるだけ御要望に

○鈴木強君 書いてあります、三件あると。少なくとも公取委員会が昭和四十五年の二月二十五日出した「昭和四十四年における公正取引委員会の物価対策関係業務について」の報告の中に、これ

○説明員(石川一君) さようでございます。

○鈴木強君 それで、石川さんを私は責めようとは思いません、人間ですからちよつと戸惑うこともあるでしょうが、その点はよくわかります。

は、もうこれは再販価格の問題が世の中に出てきているからやっているわけですからね。独禁法というものができてから。ちょっと少しスローテンポじゃないですか。一体いつまでにやりますか。ただ検討するということではちょっと困る。

沿うようにしつかりやっていきたいと、そういう気持ちをお願いします。

○鈴木強君 私は、公取を信頼し、公取の厳正妥当、公正な措置を期待するがゆえに国民を代表して言っているのですよ。したがって、規制を加え

は、ページ数が書いてないですな……。

○政府委員（谷村裕君） いや、おっしゃるとおりです。

○鈴木強君 その中に、昭和四十四年度には三十三件を不法なる再販価格維持行為について審査を行っている。

が、一つ議事録の關係で訂正をしておきたいのは、最初松下と言いましたね。一つしかないと云ったんだけど、そうでなくて、松下も間違いないんだけど、一つと言ったのは間違いないんだということです。そういうふうな三つあったということですね。そういうふうな

立ってお答えいただいて、それからオロナミンCドリンクのやつだけちょっと簡単にいいですか、概要だけでいいですか、それをひとつ教えてください。

○説明員(石川一君) オロナミンCドリンクという保健の飲みものがございますが、大塚製薬が販売業者に対してこれについての再販売価格を指示しておいたという案件でございます。

○鈴木強君 どういう措置をとられたのですか。
○説明員(石川一君) 大塚製薬の本件の行為は、一般指定の8の拘束条件つき取引に該当し、十九条に違反するというふうに認定いたしましたので、当該違反行為の排除を命じております。

○鈴木強君 わかりました。それではあとの二件はまた後ほど資料で出していただきたいと思えます。

それから次に伺いたいのは、再販違反事件で現在審判の継続中のものは何件ございますか。それで一番審判開始が古いものですね、——古いものというのは審判にかかったのが早いものだと思うのですが、それはいつか、これをひとつ教えていただきたい。

○説明員(石川一君) ただいま審判中の案件は六件でございます。

○政府委員(谷村裕君) いまの鈴木委員の御質問は、やみ再販関係だけでございますか、それとも審判関係全部をおっしゃったのでございますか。

○鈴木強君 やみだけでいいです。

○説明員(石川一君) やみだけは一件でございます。

○鈴木強君 そのほかは。
○説明員(石川一君) そのほかは五件でございます。

○鈴木強君 審判の開始が始まったのは、一番古いのはいつになりますか。

○説明員(石川一君) 一番古いものは日本郵船株式会社外十六名に対する件、これは三十九年の七月に審判開始決定をしております。

○鈴木強君 これは「業務の概略」を見ますと、

三十九年六月十七日と、こうなっているのですが、七月だというと、これはこつちが誤りですか。どちらが誤りですか。こういうのがあるでしよう、「業務の概略」その一〇ページにある。

○政府委員(谷村裕君) 確かに御配付申し上げました「公正取引委員会の業務の概略」の一〇ページに、「審判継続中事件一覽」日本郵船ほか十六名」というのは、三十九年六月十七日と書いてございます。鈴木委員の御指摘のとおりであります。実は私が手元を持っておりまして資料でございますと、審判開始決定日は七月十四日となっております。石川審査長はそちらを見て答えたと思えます。私も実はよく存じませんから、至急これはよく調べて御報告申し上げます。ミスがございましたらまことに申しわけございません。

○鈴木強君 公取は台風みたいに乱れている。出た資料出す資料がそういうミスがあつちや困る、注意してください。

六月、七月はこれは調べてもらうとして、大体審判開始してから五年半、六年になんたとする。一体こういう事件の審判がおくれる原因はどこか。メーデー事件で十七年もかかった、これは国民の批判を受けている。公取の審判が六年近くかかるというのは合点がいかない。一体何が原因でこういうふうになるのか、原因はどこにあるか教えてください。

○政府委員(谷村裕君) 鈴木委員の御指摘を待つまでもなく、私自身がたいへんこれは長くかかっているものだと思つて、まず着任いたしましたつてびっくりいたしました。まことにこれはどういふことであらうかと思つていろいろと事情を聞いてみましたところ、なかなかやはり一件一件についてたいへん実態的にも込み入った話、特にこの「郵船(株)ほか」というのは、海運関係のいわゆる何と三重運賃というのでございますか、それでございまして、私も少し勉強しようと思つて資料を見てみたのでございますけれども、たいへん込み入っており、しかも何年前にもうその話は済んでしまつて、いまは全然ない、いわば過去に行なわ

れた事態についていまそれをどう扱うかという実態になつていようでございます。これに限らずいろいろな問題についてそういうことはございまして、私もおとしやるような意味で、問題がそれはむずかしいかもしれないけれども、しかし、やはり処理すべきものはできるだけ早く処理しなければならぬというところは考えております。それは人が足りないからであるというふうなことであるかと思ひましたが、むしろそういうことではなく、問題それ自身が非常に扱いにくい問題であるということによって多分にそうなつていゝ実態があるものが多いように私は思ひます。御指摘のように、まことにこれは残念なことでございます。

○鈴木強君 あなたも就任されてそう思ったというところから、われわれがそう思うのは当然なこと、やっぱりその問題解決のためにたいへんな努力をしてほしいと思ひます。また、どういふわけでできなかったのか、もっと詳細な各案件数ごとに納得できる資料と説明をあとでぜひほしい。ちよつと私の時間がオーバーしてゐるようです。それから、まだ幾つかありますけれども、次の機会に譲りましょう。

そこでこの問題と関連して一つ御注意をしておきたいのは、たとえばそのあとにある5、6、7の兵庫県の牛乳商業組合と愛知県の牛乳商業組合、東京都の牛乳商業組合並第三支部、これの違反事件に関する審判は四十二年の六月二十三日にそれぞれ開始されております。これが結審したのがたしかことしの三月でしたかね、これでも二年半以上かかっているんですよ。一体二年半かかっても、二年半前に違反行為をしておつたものがいま審決しても価値ないですよ、こんなものは。しかも、その間においては自由競争の制限ということがやっぱりそのままになつてしまつてしまふ。だからして経済効果の面を見ても、こういうだらだら長々の審判をしておつたんじや私は意義ないと思ひます。だからして特にスピードを上げていただくように、人が足りないならば人をふや

すように委員長は要求してください。われわれはそれを認めますよ。だからしてそういうふうにして体制をひとつつくつてほしいと思ひます。

それからあと私は、過大な景品つきの販売、不当表示の規制事項についてこれはなかなか公取もやつていただいております。私はこの点は、チクロの問題をはじめ最近の電子レンジの不当表示の問題、適切に公取が立ち回つていただいております。この点は深く感謝をいたします。ただ、まだまだ問題は尽きません。テレビの「クイズ・キングにまかせろ」でマンションをあげますというふうな、これも私は不当なものだと思ひます。これは次回に譲りますけれども、これなんか私はたまたま三月十四日の日に午後七時から第八チャンネルのクイズ・キングというのを見ておりましたけれども、三LDKのマンションが当たるといふ、こういう膨大な不当と思はれるような景品を出してクイズをやつておりました。これらについても問題があると思ひますから、もう少し公取のほうでも目を光らしてもらいたいと思ひます。

それから最後にこれは一つ伺いたいんですが、警察庁のほうで、きのう全国の警察に悪質の不動産屋の取り締まりを強化するように指示をしたようです。ちよつと四月となると退職の人たちがたくさん出てまいりますね。土地を買い、家を買つて、そういうところに便乗して悪徳業者がはびこつてくる、そういうシーズンにタイミングを合はして警察がやつたことは私は非常にいいことだと思ひます。推奨すべきことだと思ひます。そこで、昨年の警察庁の不動産取引をめぐる犯罪の検挙者も千二百二十二人というふうになつたと思ひます。しかももう営業、不当な報酬請求、誇大広告というふうな、こういうような連中が七百九十二人も含まれてゐる。特に東京、神奈川、大阪、兵庫等の大都市の周辺だと思ひますが、これは委員長ぜひ警察とタイアップして積極的にこれをつ取り締まつてほしいと思ひますがね、それについて具体的なひとつお考えを持っておられる

と思いますから、公取としてはこういうふうにしたいんだという、そういうような考え方があったら述べてほしい。

それからもう一つは、これは来年度予算のこと、私どもまた予算委員会の方でお聞きをしますけれども、率直に言って公取の陣容、体制ですね、これがまだ不十分のようないたします。したがって、もう少し調査研究等が十分できるように、それからこの審判がどんなやれるように、適切な公取の活動ができるようにも陣容等についてはふやさなければいかぬと思うんです。ことしあたりかなり人を要求したけれども、ほとんど見ておられない、こういう不満を私は持っております。ですから新委員長は大蔵にもおつた人だし、来年度予算も八月ごろからそろそろ始めるわけだから、いまからひとつ大いに準備していただいて、公取の機能が十分発揮できないようなことでも困りますので、むしろ拡充強化していくという上に出てひとつ体制の整備をぜひやっていただきたい、これは私の希望です。

最初に分だけ御回答いただきたい。
○政府委員(谷村裕君) 御激励いただいてたいへんありがとうございます。

最初の点につきまして、特に一般消費者を誤解させるような悪質な不動産広告等につきましては、たいへん事務局も力を入れてやってきております。私も委員長としてたいへんそれを感謝しておりますし、また大いにそういうことをやってもらいたいと思っております。そうしてそのことは一般に消費者行政とか、いろいろそういうふうな言われる問題でございますが、私どもの気持ちとしてはいまの警察だけでなく、さらに各省各庁すべてそういうところが問題をそういうふうな向けて、公取だけがひとり旗振って騒いでいるというふうなことでなしに、全官庁があげてそういう体制になつてもらえることが私といたしましてはぜひ望ましい方向ではないかと、このように考えております。

〔鈴木強君「やる気十分」というところですね。〕

いいですか。」と述べ。)
○委員長(横山フク君) 鈴木君、私語でなくどうぞ発言を求めてください。

○鈴木強君 ちよつと足りないと言ふのです。やる気十分だという活気に満ちていない、いまの答弁は。もうちよつと、若いんだし、あなた、情熱と信念もあるだろうから、そりや建設省とか、警察とも、それぞれ、経済企画庁とも連絡をとりながら、もつとやるんだというひとつファイトのあふれるような答弁をしてもらいたい。そうして、実際にそれをやってもらわなければ困る。

○政府委員(谷村裕君) どうも声もからだつきも鈴木委員のようにしっかりできておりませんもので、まことに申しわけございませんが、私の気持ちといたしましては、私の与えられた職責をしっかりとやっていくつもりでおります。

○鈴木強君 終わります。

○委員長(横山フク君) 竹田君。

○竹田四郎君 私に、限られた時間もあまりありませんので、なるべく鈴木委員の御質問とダブルにならないようにしたいと思ひますが、新しく委員長になられました——しかし、いま経済界といふものを考えてみますと、たいへんな企業の集中あるいは合併といふような形がかなりたくさん出てきております。しかし、独占禁止法というふうなもの、たいへんじやまになるというところで、いろいろな形で独占禁止法の抜け道をさぐつて、そうして、実際上の経済界におけるところの独占的な支配力を確立しようという動きが各所にあつていて、これをわけてあります。それに対して公取委員会、独占禁止法委員会を通じて寡占価格あるいは独占価格の研究といふものを進められていくことについては敬意を表します。実際にはコングロマリット等も最近は大きな問題になってきておりますし、経団連でも、先ほどお話がありましたように、企業合併という形ではなしに、コングロマリット方式によってある程度の市場における支配力といふものを確保しようというふうな動きもあります。あるいは自動車業界の再編成を通じて、業

務提携という形を通じて、実際上のシェアを確保する、こういうふうな動きもあるわけでありまして、こうしたことについて新委員長のこれからなすものもお聞きをしたいと思つておりましたけれども、時間がございせんから、そうした問題は次の機会に譲りたいと思ひますが、ただそうした面についても一体独禁法の精神との関係でどう考えていくべきなのか、こういうことは研究してもらわなければいけないと思つておりますが、私の乏しい知識では、アメリカのコングロマリットによるところの企業合併、こうしたことに對して、すでにニクソン政権は、それに対して独占禁止法を適用した例といふものも二、三あるようでありまして、そういう意味で、まあ経団連の最近の動きから考えまして、そうしたものについてもひとつ十分研究をしていただいて、独占禁止法だけを守ればそれでいいのだといふことではなしに、独禁政策全体としての立場といふものを貫いていただかなければならないと思ひますが、そうした問題、幾多の問題がございせんけれども、そうした問題は、新委員長から先ほどのお話がありましたようにひとつ強い決断をもって進んでいっていただかなければいかないと思ひますが、鈴木委員とのやりとりを聞いておりました、もう少しひとつ独禁政策を進めるといふ立場を、確固としてそういう立場を守ってもらいたいという私の希望を表明して、そうした一切の質問は今後に譲りたいと思つております。

いま政府の方で、JISマークといふものを商品につけて、JIS規格といふことで、国民にもJISマークといふ問題がかなり入つてきていると思ひます。それだけJISといふものに対する信用といふものが出てまいっていると私は思つておりますけれども、しかし、最近、巷間特に繊維関係のようでございますが、そういうものを関係者に聞きますと、どうもJISマークといふのは二円出せば買えるのだと、それをつけて売っているんだというふうな話を聞くわけであ

りますが、まあJISマークは多くの商品の場合には打刻されたり、それ自体に印刷されたりというふうな形で、かなり明確であります。繊維製品の場合には、おそろく縫いつけられていくといふような形があると思ふんであります。許可された工場以外から出た商品につきましては、そうしたマークをつけるのは不当表示といひますが、そういうことに私はなるんだらうと思ひますが、これはどうでしょうか。

○政府委員(谷村裕君) 不当表示の御質問でございますので、私からお答えいたしますが、確かになるというふうな考えられます。しかし、その問題はもう少し他の面、すなわち法律違反とか何とか、そういう問題がその前にあるのではないかと、そういうふうに思ひますが、その点は私、所管いたしておりますので……。

○竹田四郎君 違反している場合にはもちろん取り締まらなくちゃならないわけでありまして、通産省の方ですか、いらっしゃいますか。

一体そういうものに対してどういう取り締まりなり、検査なりをしているのか。そういう面でも検査といふようなものがあるけれども、たゞJISマークをつけてよろしいという標準工場でありまして、許可工場でありまして、まあそれについては、その設備あるいはそれが一体どのくらいの期間にわたつて製造されるものか、あるいはその生産品の生産高、こういうものについての立ち入り検査はあるようでありまして、具体的に小売店にそういう置いて売られているところのJISマークつきの商品といふものはどのくらいの程度が検査されたか。私もいろいろ業者仲間聞いてみますと、JISマークをつけることのできる工場で、それだけの生産品全部にJISマークをつけない、余ったものをほかに移す。まあその価格が一枚二円だと、こういうふうなことであります。こういうことであります。私は非常にJISマークに對する国民の信頼といふのを失うし、同時に、そういう場合にはおそらく基準以下の品物に縫いつ

けて、それを売って、しかもかなり価格は高くなる、こういうようなことになるのだらうと思いが、通産省のこういうものに対する検査とか審査とか、そういうあり方が非常に足りないのではないかと思うんですが、具体的にどういうふうなやうにやっておられるのか、お示しいただきたいと思うわけですが。

○説明員(久良知章君) JISマークにつきましては、これは工業標準化法に定められておるわけですが、現在約七千ほどのいわゆる工業規格というものがございまして、この工業規格には基礎規格、方法規格、製品規格と、大きく分けまして三つに分けられるわけでございます。このJISマークにつきましては、ほとんど全部がいわゆる製品規格というものでございまして、これは大臣が指定をしまして、このものについていわゆる生産条件、設備でございまして、製造設備だとか検査設備、それから管理能力というふうな点で一定の基準に合格するものに対して申請があった場合には、JISマークをつけて品物を売っていいという許可を与えるわけでございます。繊維製品については三百二十ほどの繊維製品の工場について、そこでつくる品物が日本工業規格の品質要求に合格しておればマークをつけてもいいという許可をしておるわけでございます。

こういう工場につきましては、そういう取り締まりでございまして、工場の申請がありまして許可をいたしますときに、これは通産省の出先機関でございまして通産省の職員が実際にその工場のたぐいましめ上がった点についての検査をするわけでございますが、その後におきましては、毎年この関係の工場の生産状況、それから品質の検査の状況その他の報告を出させまして、その中からさらに必要と考えられるものについては、いわゆるこの立ち入り検査を実施しておるわけでございます。現在千百の品目につきまして約六千程度の工

場があるわけでございます。毎年通産省の職員によりまして、約五百から六百の工場の立ち入り検査をやっておるわけでございます。それからそのほか特に消費財、それから安全、衛生、公害というふうな国民生活に直接関連の深い品物、品目につきましては、通産省のたぐいましめの検査だけでは足りませんので、繊維製品検査所、それから工業品検査所の職員を使いまして、さらにその工場の製品につきまして、これがJISの条件を満足しておるかどうかというところを中心いたしました検査をやっております。で、大体四十四年につきましては約六百工場程度をその方式によって検査をしておるわけでございます。

○竹田四郎君 どうもその検査というのが適確に行なわれていないようですが、具体的にその表示許可工場から出る生産高ですか、それに、まあトレンパンならトレンパン一つにこのマークをつけているわけですね。マークの入ったラベルの数と生産高というのは常に合うわけですか。これは必ず常に合えば、ほかの業者、許可工場でない工場の製品にはつかないわけですね。その辺はびしっと合わせているのですか。それともある立ち入り検査で生産高とラベルの数というものをあわせれば、あとはもう自由だ、そうしなければ一枚二円で買えば、あとは自分の工場のものはつけなくても、ほかの工場へそのラベルを売っちゃう、まあ具体的にこの工場の製品にラベルがつけられて売られている、こういうことになるんですが、その辺のラベルと製品の数量といえますか、そういうものとはびしっと合わせているんですか、どうなんですか。

○説明員(久良知章君) JISマークの制度と申しますのは、これはあくまでも任意制度でございます。ですから一つの工場でつくりますというJISマークの対象となっておる品物にJISマークをつけるかどうかというところは工場のほうにまかせてあるわけでございます。ですから必ずしも許可工場でつくられた全部の品物にマークがついておるかどうかということはないわけ

でございます。それからもう一つ、JISのマークのつきました全部の品物を役所のほうで検査をして合格適否をきめるといことは実情不可能でございます。私どもでもいってありますのは、ちょうど自動車の検査と似ておるわけでございますが、そういう自動車が車体として十分かどうかというところになるかと思いますが、いわゆる工場の設備というものがJIS製品をつくるのに十分な性能を持っておるかどうかということ、それから自動車のメーターその他に相当するわけでございますが、工場でつくった製品に対するいろいろな検査測定器具ないしはその使用方法というものがやはり一定の基準に合格しておるかどうかというようなこと、それからさらに運転者に相当するわけでございますが、いわゆる最近で申します品質管理という技術があるわけでございますが、その的確な品質管理の技術によりまして、その工場でする製品のばらつきというものが一定基準以内におさめ得るかどうか、それだけの管理能力を持っておるかどうかということに重点を置いて検査をするわけでございます。したがって、ただいま先生から御指摘がございましたように、ラベルと数量の上で直接の関係がどうかということとは現在の取り締まりの対象と申しますか、直接の対象にはなり得ない、していないということでございます。

○竹田四郎君 そうしますと、これはほかでそういうラベルをつけて売っていても、別に通産省のほうではどうにも取り調べの対象にならない、発見することはできない、せいぜいたまたま目に触れたならばそれはやうな感じがするわけですが、そういう非常な穴があるような感じがするわけですが、そうしたら幾らでも、それは結局ラベル一枚二円で買ってほとんど張りつければ、買入人はJISマークの製品だと思える程度の信用を持って買入し、売るのはうだつて一枚二円のJISマークをつけているわけですから、これはある程度価格を引き上げるにきまっています。これは国民としてはJISマークによって迷わされているというふう

うに言わざるを得ないと思う。どうなんですか、これは公取のほうでもそういうものについては一体どういうふうな考えているのかはつきりしてもらいたい。

○委員長(横山フク君) この問題、谷村公取委員長……

○政府委員(谷村裕君) 当該法律の違反の問題については私どもあれでございますが、私どももいたしましては、もしやうな事実があるといったしますれば不正な競争の条項に触れる、あるいは工業法違反の問題になるという見地から調べてまいる必要があるかと存じます。

○委員長(横山フク君) ちょっといまの話がずれているのですが。

○竹田四郎君 もう一べん聞きましょう。通産省のほうではそういうふうな形になつてもしかたがないと、そういうことですね。

○説明員(久良知章君) 工業標準化法の第十九条に、JISマークをつけ得るものは許可を受けた製造業者であつて、品物が日本工業規格に適合している場合だけに限るといふふうに規定しているわけでございます。ただいま先生が御指摘になられたようなケースの場合はまさしく十九条の違反になるわけでございます。ですから私どもそういう事実が明らかにになりましたときには、これは厳重に取り締りをいたします。

○竹田四郎君 どうもそういうことで、しかも検査の体制というのはそれに相応していないと私は思うのです。だからこれはひとつ早急に私は考えていただかないと、むしろ繊維製品に対するJISマークの評価というものがますます落ちるし、これは同時に消費者にとっては非常に迷惑なんです。まあおたくのほうでもJISマークを見て買いましょうという宣伝を盛んにしているわけですが、これがそういうPRによってだんだん浸透していく中でそういうことが行なわれている。巷間そういううわさが流布されるということは私はあまりいいことじゃないと思う。業者の間に行けばそういうことはあたりまえですよ、当然ですよ、

こういうふうに言われております。だからこの点はひとつ通産省も公取のほうも調査をしていたのだきたいと、こういうふうには私は思います。

それから時間がありませんから鉄鋼の問題に入りたいと思います。最近鉄鋼が非常に上がってまいりまして、最近は若干落ちつき気味のようにも報道されておりますけれども、特に小形棒鋼の値上がりというものはたいへんな値上がりであります。ここ一年で鉄筋棒鋼等にいたしますと、大体二倍以上上がっておるわけです。みがき棒鋼あたりにはいたしましても二割から三割上がっている。上がって手に入ればこれはまたけっこうでありますけれども、現実には中小企業の経営者などは、特に特殊鋼の棒鋼等のものは注文しても品物がいつになつて来るか全然わけがわからない。こういうのが実態で、企業においては、注文は、あるけれども材料がないから仕事ができないという事態まで最近はおこります。で、こうしたた値上がりというものはいろいろな原因がたくさんあるだろうと思いますが、巷間では鉄鋼合併の影響もあるのではないかと、うふにうわさされているわけがありますけれども、このような小形棒鋼の値上りする原因は一体どこにあるのか。しかもそれに対して通産省は一体どういう対策を考えられておられるのか。このままでいけば中小企業の中でそうした材料がないために仕事ができない、あるいはそのために大きな営業上の不利益をこうむらざるを得ない、こういう事態になっているようでありますが、その辺の事情と対策というものをひとつお聞かせを願いたいと思うのですが、公取のほうでは、こうした鉄鋼需給というものが大型合併に関係があるのかないのか、その点をひとつ資料かによりまして明確にしてほしい、こういうふうに思います。通産省のほうはそういう対策、こういうものをどう考えておられるのかお聞きをしたいと思います。

○説明員（山形栄治君）　ただいま竹田委員からお話がありましたように、最近鉄鋼の価格が非常に高騰いたしております。われわれのほうのいろいろ

ると調査等行ないました現段階の判断といたしましては、主としてこの原因といたしましては、内外の需要が非常に堅調である、若干鉄鋼業界のほうも盛んに設備の増強につとめているのでございまずけれども、現段階では若干需給がタイトになっている、その結果鉄鋼価格が上がっている、こういうふうに理解いたしておるわけでございますが、特にいま御指摘ございましたように、鉄鋼価格全般の問題というよりは、むしろ品種別に非常に片寄りまして、現在一番問題になっておりますのは、御指摘のように小棒価格でございます。この小棒価格は、御存じだと思いますけれども、大部分が建築用材でございまして、現在非常に土木建築関係の需要が強いものでございますので、まずそれが非常に価格の騰貴を押し上げておる。反面またこの小棒関係といえますのはメーカーも非常に数が多いし、それからその需要先が中小の土建業者、全国に十萬あるんじゃないかと思われているような現段階でございまして、若干思惑もあるかと存じます。特に流通関係が非常に複雑でございまして、その辺の底流としての需要の強さに加えて若干の思惑が存在しておるんじゃないか、この辺をわれわれとしましては何とか冷やさなければいかぬということで、昨年の十月に小棒の価格の鎮静のための対策を打ち出して、この場合にはまず鉄鋼小棒関係の流通のあつせん所を設置いたしまして、平電炉メーカーから一定の小棒を供出させて、注文に応じてこれを流すというかっこうをいたしたわけでございますが、その後も若干一時まあ鎮静したわけでございますけれども、若干まだ強いものでございますので、本年の一月に入りまして高炉メーカー、それから特殊鋼メーカー等現在小棒をつくってないところに現有施設を利用して小棒をひとつひいてくれないかという勧奨をいたしまして、業界の御了解を得て、現在だいいぶ高炉メーカーなり特殊鋼メーカーなりが小棒をひいておる次第でございます。で、それこそ対策が実を結んだといえますと口幅つたいのでございますけれども、一月をピークにいた

しまして二月、三月と大體非常に値段が下がり出しまして、現在は大體横ばいなし若干弱含み、水準は高いのでございますけれども、傾向といいたしましてはそういう方向に進んでおる段階でございます。

○政府委員(谷村裕君) 竹田委員からは、これがいわゆる新日鉄の合併に何か影響されているというふうな問題はないかという趣旨のお尋ねがあったかと思ひます。私どもいま通産当局のほうからお答えがありましたように、棒鋼の關係は正直申しまして私それほど専門家でございせんが、私どもの事務局の調査しておりますところによれば、いまのようないろいろなメーカーがたくさんあるというふうなこと、あるいはその流通關係の問題、そうして基本的には需給關係の逼迫というふうなことがありまして、新日鉄あるいは現在では富士また八幡、それが棒鋼の關係で大きなシェアを持っているということではございせんし、直接の關係はないというふうに考えております。

○竹田四郎君 時間がありませんが、ひとつ簡単ににお答え願ひたいと思ひんですが、いまの御答弁の中にも、先高を見越しての出荷控えといひますか、そういうふうなものがあると考えられる、そういうわけがありますが、こうしたものはこれだけ鉄鋼の需給が逼迫しているわけですから、その辺の行政指導といひますか、行政措置というものは適切にやっていただかきやいけないだろうと思ひんです。さっきあつせん取引所を十月に設置したというふうにおっしゃっていますけれども、十一月に若干下がったことは事実でございします。しかし、十二月、一月というのはまたこれも急騰しているわけがあります。最近も若干落ちつききみという程度であります、これが一体今後下がっていくのか、あるいは横ばいで進むのかということはまだ明確ではありません。その辺についてもひとつ明確な行政指導を実施していただきたい、こういうふうに思ひます。

たいへん恐縮ですが、もう一問だけお願いしたいと思ひますが、新聞の記事によりますと、ガソ

リン、灯油、これがまたたいへん値上がりをしている。これについて公取は、業者の出荷調整があるのではないか、こういうことで非常に注視をしているという記事があるのであります。この点をお調べになってそうしたことがあったのかなかったのか、あるいは調べ中なら調べ中、この辺の事情をひとつお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員〔谷村裕君〕 私 の 記 憶 し て お り ま す と

ころでは、そういうたものいわけば卸あるいは小売りというふうなところが、これはたとえば東京都あるいはその他の府県等におきましてある程度その価格の問題について独禁法違反に問われるようなことをやっておりましたことを何件くらいでございましたか、ちょっと私、記憶いたしておりますが、調べまして、そうしてそれをするようにという勧告をいたしまして、そういう何と申しますか、一種の取りきめをやめたという例があったのを私は記憶しております。そのほかにも現在の段階で、そういうたいわば末端のほうの問題になりますすが、におきまして調査をいたしておりますかどうかちょっとその辺は記憶しておりませんが、もし何でございましたら、政府委員からお答え申し上げます。

○説明員(石川一君) お答えいたします。現在軽油、灯油等の価格協定案件につきましては、正確な数字は覚えておりませんが、十数件ほど審査中でございます。

○竹田四郎君 時間がありませんからわかる範囲で、できたらあとで資料でけっこうですから、ひとつ教えていただきたいと思います。

そのほかいろいろあるのですけれども、時間がありませんから、またこの次にひとつ質問をさせていただく機会を与えていただきたいと思います。

きょうは、これで終わります。

○委員長(横山フク君) 阿部君

○阿部憲一君 公取委員長に二、三御質問を申し上げたいと思いますが、産業界やまた通産省においては、産業再編成というようなことを言われて

ありますが、民主主義ということ、国民が政治的にもまた社会的にも平等の権利を持つということとを意味すると思います。それだけでなく、同時に経済的にも均衡のとれた民主的の姿、これが必要であると思います。このふつり合いな経済力が乱用されますと、これはやはり民主主義を脅かすことになると思うのであります。この自由主義体制をとっている場合には、特に経済の民主化のための歯止めが必要であると思いますが、その歯止めの一つが独禁法じゃないかと思ひます。同時にいまの日本の成長力を衰えさせないためにも、独禁法あるいは独禁政策はなくてはならない存在であると考えます。競争が十分に行なわれなくなり、また、価格は硬直化しますし、また同時に上昇するという現象も起るわけであり、そしてまた、経済界も同時にそういうような傾向になりますと、いわゆる太平ムードと申しましようか、というものが漂ってきまして、一般に活気が薄れていくことになりはしないかと思ひます。したがって、同時に経済の成長率というものが衰えていくというふうなものと反対の現象になることをおそれるわけであり、したがって、フェアな競争というものが、これがそういう時代になりますと影をひそめてしまふと、業者間の談合だとか、あるいは陰險な足の引っぱり合ひをするという不正なことが堂々と行なわれるわけであり、そこで経済の老化現象ともいうべきものを予防し、そうして安定した成長を維持させるためにはこの経済のための独禁法、すなわち経済の健康法ともいふべきもの、こういうふうな私どもは独禁法を考へております。その独禁法の番人といひましようか、これを運用される今度新しく委員長としてお立ちになった谷村さんは、これは先ほども鈴木委員から話もありましたが、非常に重大なる責任をお持ちであると思ひます。そこで、私はこの独禁法の適切な運用によつて、今後の日本経済のより安定した発展、同時に物価の安定、これを切望したいわけですが、委員長はこの意味におきまして、日本経済に占めてゐる役割り、

位置をどういうふうにお考え、またどのような方向にお進めなさるか、ひとつ御抱負を伺いたしたいと思います。

○政府委員(谷村裕君) いま阿部委員のおっしゃいました、いわゆる独占禁止政策と申しますか、あるいは競争維持政策と申しますか、それがたゞいまの日本の経済にほんとうに生き生きとした力を与へ、成長させる根源であるとお考えにについては、私は全くそのとおりであると思つております。そしてそういう基本的な線に立ちながら、しかもいろいろと時代が変わり、國際的にもなつてまいり、また技術的にもいろいろの意味で、たとえば規模の利益とか、いろいろのそういった問題が出てまいるというふうな実態が経済界にいろいろと出てまいりますことも、これまた一つの事実であるかと思ひます。その間にあつて、どういうふうな独禁政策あるいは競争維持政策というものを有効に展開していかんかということ、これはもういわば古典的のただ競争だけさせておけばいいというものでなく、いろいろの考え方をもちつて対処していかなければならない問題が出てくると思ひます。さういふ意味で、たとえば先ほど鈴木委員からお尋ねがあつたときにも、そういう問題を突は踏まえて考へておりましたこともございしますし、また、竹田委員からお話で冒頭にございしましたような問題のとらえ方、考え方ということも私は必要であるというふうと思ひまして、新しい時代に対処するための独禁政策、ただいまのわれわれが従来やってきただけではたして十分であるかどうか、いろいろのさういふ点について私どもは積極的にもと取り組んでいかなければならないというふうな考へております。

○阿部憲一君 これからの日本経済は、自由化に伴う國際化ということ、世界情勢をもちろん無視するわけにはいかないと思ひます。そこで産業界では國際競争力の強化ということで、合併、提携という形による大型化、寡占化を指向しているものと考へます。しかし、その大型化、寡占体制によりまして、一面非常な弊害が生ずる、これは

無視できないことだと思ひます。たとえば価格が上昇し硬直化する、これなどは不完全競争ということで当然起ってくる問題であると思ひます。もともと資本主義体制におきまして、完全競争を求めめることは当然でありますけれども、競争の働かない経済というのは、いずれは成長を阻害する要因となるわけがございします、そういう意味で公取では、今後のスケールメリットと競争原理の關係をどうのようにお考えになつておりますか。

○政府委員(谷村裕君) これは非常に技術的な問題にもなるかと思ひますが、すべての業種において私はスケールメリットというものがあつて、思ひます。また競争力とかというふうなことが、特に對外的な意味における競争力ということ、必ずしも企業の大規模とか合併とかいうことを必要とするかどうかという点についても問題があらうかと存じます。しかしながら、御指摘のやうに、競争維持政策と申しますか、まあ別のことばで申しますならば、資本主義あるいは自由主義経済のほんとうの意味での若返り、発展する力というものの、これは私は非常に大事なものであると存じます。そういう意味で、事務事柄によつて問題は違ふと思ひますが、一方の独占禁止政策、競争維持政策というものはいわば基本的な線であり、スケールメリットとか規模の大小とか、あるいは競争力の実態とかいうものは、これは個別的具体的な問題であるというふうな大体において理解し、その調和をはかつてまいりたいというふうな考へております。

○阿部憲一君 先ほど独占の問題につきましては新日本製鉄の合併問題を話されましたが、端的に言つて委員長は、このような合併が実現できたことを日本経済にとってプラスだと思ひになりますか、それともマイナスだと思ひますか、個人的な見解でけつこうです。

○政府委員(谷村裕君) 私がこゝで答弁申し上げますからには、決して個人的な立場で申し上げるわけにはいかないので、公取委員長としての立場でやはり申し上げることになりますが、私は基本的

には、企業は自分の責任でもつて自分たちがどういう体制をとつていくべきかということ考へ、それをまた実行していくだけの自由を持つてゐると思ひます。それでありますから、富士・八幡の両社が、自分たちがこう考へて責任をもつてこういう体制をつくつて、それが日本経済のためになるんだ、こう考へております。私どもの立場から見て、それが一定の取引分野における競争の實質的制限になるという問題を除いて、そういう体制をつくるのであるというのであれば、私はそういう企業判断、そして行動、それをむしろ企業に託する以外には、日本経済のほんとうの姿、動かし方としてはあり得ないというふうな思ひますから、それがいいだらうか悪いだらうかということ、個人的にとおっしゃいましたけれども、私こゝで申し上げるわけにはいかないと思ひます。ただ望むべくは、新しくできました新日本製鉄といふものが、ほんとうにさういつた日本の中心になる産業のいな手として、さうしてまた世界を相手とする日本の企業として、しかも日本国民たよさんの人々がさういふ会社の動き一ついかによつていろいろの影響を受けるという、さういふ立場も考へて、大企業としての責任のある行動をとつていただきたいというふうな希望しております。

○阿部憲一君 今度のこの合併につきましては、ちやうどたまたまこの合併が認められて、それが実現しようというふうな時点におきまして、鉄鋼価格——これはもちろん國際的に需要が高まつたせいでと思ひますけれども、非常に國內におきまして価格が暴騰した、ということになりますと、いかにも合併が実現できるということになつたために価格が上がつたんじゃないか、さういふやうに結びつけている方が相当ありまして、いわゆる巨大産業として國際の活躍ができることにおいては相当メリットがある、さういふふうな思ひますけれども、同時に、國民経済、國內的な観点からしますと、これがたしてプラスになつたかマイナスになつたか、大いに疑問があると私はこゝ

考えております。まあいま委員長からも伺いましたが、このたびの合併について関連して伺いたいんですが、これも通産省を中心とする産業官庁ですね、これはいわゆる寡占論とかあるいは産業並びに企業の体質強化を合併とか寡占ということに求めて、公正な競争を排除しているとき行政指導を行なっているというふうに見られるわけですが、これがいまの合併問題のときにも、いろいろ世間でもうわさされたように公取に対する圧迫になったというふうにも考えられるわけですが、このようなことについて新委員長はどのようにお考えになっておられますか。

○政府委員(谷村裕君) それぞれの各省各庁が、それぞれ所管の産業につきましてもいろいろと指導されるのはけっこうであると思いますが、それがいま阿部委員がおっしゃいましたような意味で、公正な競争を害してまでもそういうことをやるというふうなお考えには私は立つておられないというふうに思っております。昨年まあここであるいは衆議院でも、その他いろいろのところで各委員から、公取委員長あるいは通産大臣等に対して御質問になっておいでになるその議事録も私目を通して見ましたけれども、時の大平通産大臣も、むしろ基本として立っているのは競争維持政策である、ということをおっしゃって、そしてまた、公正な競争を前提とした上で産業体制というものをおっしゃる、というふうな御答弁になっておることをおっしゃいます。そしてまた、これはよその省のことを申し上げてはなはだ失礼でございしますが、通産省御自身も私が接触して伺っている限り、基本的なそういう考え方を否定してかかろうとしておられる方は一人もいないというふうには私は信じております。

○阿部憲一君 先日、この昭和四十四年度におきます公正取引委員会の物価対策関係業務についての報告をいただきました。それで結局、昨年一年の歩みでございしますが、来年度の四十五年度においてはどのような物価対策関係業務について重点政策、施策をお持ちですか、それをお伺いしたいと思ひます。

いと思ひます。

○政府委員(谷村裕君) 年度が変わりましたからといひまして、特別に仕事を交えるということではございせん、むしろ四十四年中にこういうことをいたしましたと申し上げております。それだけここに四つの点ほどあげてございしますが、これだけ物が物価対策のすべてではなくて、これ以外にも有効な競争条件をつくっていくという立場におきまして考えなければならぬ問題、やっぴいかなきゃならない問題、全部公取のやっておりますことはむしろすべてそれに関連して申し上げてもいいかと思ひますが、やはりこの四つの点、特に私は具体的ないわゆる業務の執行という問題における、たとえば景表法の問題でありますとか、再販の問題でありますとか、そういうことは従来より以上にもしっかりと力を入れてやっております。そして取り組まなければならぬだろうと思ひてそれをうんと勉強していかうと思ひておられます。これは、この報告の第三点に書いてございします。世間でこういうことがばらばらに使われておりますからそのままだと、これは各方面の御協力も得まして、私どもはある程度力を入れて勉強しなければならぬ問題であらうかと、かように考えております。

○阿部憲一君 結局、新委員長とされては、従来、四十四年度の方針なりをさらにそれを継承して、ことにまあ重点は管理価格の問題について取り組んでいこうと、そういうことはいまわかりましたけれども、これに伴う予算という、そうすると、前年度並みの予算でいいというふうにお考えになっておられますか。予算面についてはどういうふうにお考えになっておられますか。

○政府委員(谷村裕君) 予算につきましては、いろいろ他の御要求もあったことかと思ひますが、公正取引委員会につきましては、先ほど鈴木委員からのお話もございましたが、ある程度私は今回もつけていただいたと考えております。もち

ろん人も予算もといひて多きにこうしたことはいないといひばそれまででございしますけれども、かなり私はやっていただいたと思ひます。それで限られた予算ではございしますけれども、できるだけそれを大事に有効に使ひまして責務を果たしてまいりたいと思ひますが、もし内容等につきましましてさらに詳しく申し上げる必要があれば引き続き申し上げます。

○阿部憲一君 私は、委員長、だいたひ予算のほうでは御満足なような印象を受けておりますけれども、私自身の考えをいひましては、いまのよう非常に経済の変動が激しい時期でございします。それだけに公取というものの存在も重要な地歩を占めていられると思ひます。したがって、公取活動をするのに一番先立つものは予算だと思ひます。ですから多々予算を弁すではないかと思ひております。しかし、いろいろほかの諸官庁全体の予算との関係もございします。委員長のほうに申して、現状において、一応満足すべきものではないかと、現状においては、そういうふうな思ひで御判断されたいと思ひます。公取の福岡の事務所にお伺ひしたのですけれども、あそこ事務所は九州全体の公取の業務をやっておられる事務所でありまして、十二、三人です。非常に数が少ない人です。業務をとっておられると感じました。実際に伺うふうにおっしゃってはいま、私自身もそういうふうな推測したわけではございします。そんなことで、先ほど鈴木委員からお話がありましたように、結局いまのこの重大な業務を執行する上におきまして非常に遅延するとかなんとかいう現象が起きやしないかと思ひます。これが審判が遅延している、二年も三年もかかっているというふうな実際の事例もあります。何か非常に人手不足といひますか、スタッフが足りないというふうな感じを持ひます。これについて委員長どういうふうにお考えになっておられますか。

○政府委員(谷村裕君) 私は、公正取引委員会の

委員長といたしましては、できるだけやはりわれわれが十分に国民各位の御期待に沿って働けるように人員も予算もつけていただくことが望ましいと思ひます。で、いま具体的に福岡の例が出ましたが、福岡だけでなく、大阪でも名古屋でも私も各地に置いております地方事務所の職員は、少ない人間ながらそれぞれ一生懸命にやっております。思ひたいへん感謝いたしております。ただ、まあ国全体といたしまして、これはやや口幅狭いことになりまして、どうもまあえは前大蔵省にいたからそういうことを言うのではないかと

いうふうにおっしゃるかもしれません。が、やはり行政機構と申しますか、国民から託された税で、負担で、われわれが仕事をいたしてまいります行政機構全体のあり方というものをやはりあわせて考えていただまして、これは私が申し上げることじゃ実はないのかもしれないけれども、そしてほんとうに必要なところはそこを回す、そして全体として、もっと能率的な行政のあり方というものをお考えになっていただきたいという気持ちは、これはどうも公正取引委員長として言うのはいけないのかもしれないけれども、どうも私は全体としてそういう気持ちはやはり持っているものでございします。ですから、できるだけ限られた予算、人員でしっかりとやっていかう、しかし、ふやすものはできるだけお願いしたい、こういう気持ちであることを申し上げておきます。

○阿部憲一君 なかなか国民の税金、大切な税金をむだ使いすまいという考え、こういうふうにお考えに役人の方がすべて徹底していただければもっと国民の信頼に値する政治が行なわれるのではないかとと思ひます。委員長のお考えには敬服いたします。ただむだ使いということでは、これは当然予算として立て、そして業務の執行に当たるべきだと、こう思ひます。本年承りますと、純増しているのは五名といひますが、この五名でいまの委員長のお話のようになりやうか、これに五名でいまの委員長

うお考えなんでしょう、それともその定員を増加するということは非常にむずかしいことなんですか、その点をお伺いしたい。

○政府委員(谷村裕君) これは政府全体の立場としましては、定員の抑制という立場をとっているのだと思います。しかしながら、それだけ厳重な定員抑制の方針の中でも、公取にまあ形式的には九名、いまおっしゃいましたように、凍結を除き五名という増を得ましたことは、足りないといえどもことに足りなくて残念だと思いますが、一方別の観点から考えれば、それだけでも配慮いたしたいことを私はありがたいと思っております。それでとにかくこれは一生懸命やるつもりでございます。

○中沢伊登子君 関連。委員長御就任されて初めてございまして、いま阿部先生のいろいろな御質問を承っております。私どもはこの間広島の方に視察に参りました。そのときに向こうで聞いた話ですけれども、予算も少ないし、人員も少ないので自分たちから進んでいろいろなものを調べに行くだけの交通費もなかなか出ない。そういうところで一年間に二千万から三千万交通費としていただいているような、消費者モーターの人からいろいろな連絡があつて初めてここにこういう問題があるからということで行くんですと、こういう話でした。それでは私は、やっぱり日本のいまの経済の中で公取という存在は日本の良心だと思ふんです。このそういう日本の良心である公取がそういうことでは、私ども消費者のいろいろな問題に対して、私は十分の責任を果たしてないんじゃないか、こういうことであれば、六人とか九人とかいまして、もっともと人員増を要求されて、私は予算ももっともと取られて、そしていまのほんとうにこのややこしいいろいろな問題がございまして、先ほども竹田先生もおっしゃっておられたような、ラベルが二円で買える、こういうような問題も含んでいる時代でございますから、私はもっともと公取が機動力も

發揮して十分消費者の満足のいくような公取であつてほしい、こういうふうに願いますけれども、その辺はいかがですか。私は去年でしたかおととしていたか、まだ水田さんが大蔵大臣のころに、定員をあんまりふやすことはいま許されないんですと、こういうふうなことをおっしゃっていた中で、しかし、公正取引委員会のメンバーはあのとき十六人とか二十人ふえたことがございます。だからふやせば私はふやせるんじゃないかと思ひます。そういう点でせつかく広島で中国の公取がありながら、それがモニターからの連絡がなければ動けないということ、私はちょっとおかしんじゃないかと思ひますが、その辺はどうお考えでございますか。

○政府委員(谷村裕君) 私今回予算の折衝を、最後のときにもいろいろ大蔵省の方とした記憶もございまして。なかなかむずかかったわけでございますが、先ほどのようなことで、一応全体の中におさまりを見たいようなわけでございまして、いま予算案の審議をお願いしております私どもの立場としてこれじゃ困るんだということを申し上げる立場ではございません。とにかくこれでやってまいりますということと、ただいま申し上げる以外にないのでございますが、おっしゃるとおり、私どもの出先、一生懸命やっておりますが、確かに窮屈な点があるかと存じます。それにつきましては、基本的な気持ちといたしましては、先ほどからお話ししたとおりでありますように、より体制を整えるためにいろいろ私も努力したいと思ひます。と同時に、やり方などにおきましてでもできれば、これは御視察いただいたときにあるいはそういう話が出たかと思ひますが、都道府県、市町村あるいは他の関係各官庁、そういうところとも日ごろからそういった国民の、たとえば消費者行政の見地から公取だけがやればいんだというふうなことでなくて、十分にお互いに連絡ができるようにして、そしてやっていける体制、公正取引委員会は先ほどお話ししましたように、行政官庁でございますが、ちよつと独立機関という

ことで他の各省各庁と別になつていようなかつこうになつておりますけれども、私はこれはやはり行政官庁でありますし、特に御指摘になりましたような消費者行政やなんかの問題になつてまいりますと、これはほんとうに各省各庁と一緒になつてやらないければならぬ、また、地方とも一緒になつてやらないければならぬ、そういう気持ちでございまして、公取の人間をふやすこともございしますが、そういう協力体制、これもできるだけ整えてまいりたいと思ひたい、そういう気持ちでございます。

○阿部憲一君 委員長の御方針がよくわかりました。しかし、私がさっき触れましたように、九州に参りましたときに、実際問題として、十分な活動をするためには定員、要するにスタッフの拡充が必要だということ、また同時に、活動する費用、足代です。これなども非常に一ぱい一ぱいで、いまの経済事情からいいますと。要するに、うんと調査活動したいと思つておりますが、それができないというふうな状況にあると私は感じました。したがって、新委員長におかれましては、本部はとにかくといたしまして、自治省はよくおわかりになると思いますが、地方の出張所等の事情もよく把握されまして、御聴取されて、改善すべきことは改善すべきじゃないか、これが新委員長のまた活動に非常にプラスになるし、また私ども国民全体にとつても、公正取引委員会の活躍というものは目ざましくなり、それだけ国民に寄与するのじゃないかというふうに思ひます。その辺をお含みの上よろしく善処していただきたいと思ひます。

時間もうまいりましたので、最後に一言だけ再販の問題についてお伺いしたいと思ひます。先ほどもこの問題については御質問があつたわけですが、これも、基本問題として、いまの卸売り店の保護、すなわち乱売を防いだり、品質を維持するためというところで再販が認められておるわけでございますけれども、その当時、すなわちこの再販制度が認められた二十八年当時と現在では相当

変化しておると思ひます。反対に販売業者に対する過重な拘束、過度のリベート競争あるいは生産段階におきまます寡占化の傾向と相まって、小売り関係の硬直化などの弊害が生じておることは御承知のとおりだと思ひます。かつ四十二年に公取で抜本的な改正が考えられたということは、再販が必要ないかと判断したからと私は推測いたします。自由かつ公正な競争という面から見れば決して好ましい制度ではない、こういうふうに思ひます。基本的にこれをむしろなくする方向にいくべきじゃないかと私考えますけれども、これについて委員長のお考えを承りたいと思ひます。それからなおまた、これについて今後の態度についてもあわせてお示し願ひたいと思ひます。

○政府委員(谷村裕君) 先ほど鈴木委員にもお答え申し上げましたときに、少し私の申し上げ方が不十分であつて誤解をされたのではないかと申すのでありますが、現在法律上認められております再販制度というものの意味、いま阿部委員も御指摘になりましたが、何のために何を、いかなる公益を目ざしてあつた法律があるのかということについて、これはもう公取の事務局としては十分に勉強した話じゃないかとおっしゃるかも知れませんが、私がいまいろいろな角度から実は勉強しておるところでございます。たとえばブランド保護であるとか、あるいはおとり連販の防止であるとか、いろいろなことがいわれております。経済の実態というものは、はたしてそういうものであるだろうか私は率直に申しまして疑問をやはり持つております。しかし、疑問を持つておるということから、直ちに再販制度を現在法律で認められております再販制度そのものがもう要らないというふうに断じていかどうかという点については、私はそこまでまだ踏み切るほどに実は立ち至つておりません。あるいはおしかりを受けるかもしれないけれども、私自身いろいろな角度からこの問題をいま勉強しておるところでございます。そういう意味で、先ほど鈴木委員にも私お答え申し上げたわけでございます。しかし具体的

に、たとえば先ほど例をあげて申し上げましたが、再販関係の商品において消費者の利益を抜きにして、お互いの間で相当大きな、リベートだ、現品添付だというようなことが行なわれておる。そのこと自体については私は十分これから規制を加えていく方向で考えなければならぬ問題だというふうに考えておりますし、また品目等につきましても、やはり現在、制度そのものはあるといえども、品目によっては、それをはたして認めておく意味があるかどうかという点についてやや積極的検討してみたいという気持ちを私は持っております。

○阿部憲一君 いま委員長もせっかくこれからこの問題について取り組んでいこうという御姿勢であると承りましたが、私自身この再販制度そのものはやはりなくする方向に進むのがほんとうの公取の行き方じゃないかと思っております。そうすればまた再販の問題も出てくるだろう、またそれが激化するだろうという一面現実的な面からの批判も出てくるかもしれませんが、むしろやはりそれは弊害が多い制度ではないかと思っております。これは同時に国民——われわれ消費者にとっても、また現実に販売業者にとっても決していい制度とは思っておりません。ですから、そういうようなお答えをいざれ委員長から検討の上にとただけるといふことを期待いたしまして、きょうはこの質問を終わらせていただきますが、いざれまた機会を見まして、この再販問題をさらに具体的な問題をひっさげてお尋ねしたいと思っております。

○委員長(横山フク君) 本件に関する質疑は、この程度にとどめたいと存じます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時一分散会

三月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国民生活センター法案

国民生活センター法案
国民生活センター法
目次

- 第一章 総則(第一条—第六条)
- 第二章 役員等(第七条—第十七条)
- 第三章 業務(第十八条—第十九条)
- 第四章 財務及び会計(第二十条—第二十八条)
- 第五章 監督(第二十九条—第三十条)
- 第六章 雑則(第三十一条—第三十二条)
- 第七章 罰則(第三十三条—第三十四条)

第一章 総則

(目的)

第一条 国民生活センターは、国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から、国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行なうことを目的とする。

(法人格)

第二条 国民生活センター(以下「センター」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 センターは、事務所を東京都に置く。

(資本金)

第四条 センターの資本金は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 二億円

二 別表に掲げる土地及びその定着物の価格の合計額に相当する金額

三 附則第七条第二項の規定により政府から出資があつたものとされる金額

2 政府は、センターの設立に際し、二億円と前項第二号の金額との合計額を出資するものとする。

3 政府は、必要があると認めるときは、センターに追加して出資することができる。

4 センターは、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

5 政府は、第三項の規定によりセンターに出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができる。

6 政府が出資の目的とする金銭以外の財産の価格は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価格とする。

7 前項の評価委員その他同項の規定による評価に關し必要な事項は、政令で定める。

(登記)

第五条 センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第六条 民法明治二十九年法律第八十九号(第四十四号)法人の不法行為能力及び第五十号(法人の住所)の規定は、センターについて準用する。

第二章 役員等

(役員)

第七条 センターに、役員として、会長一人、理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第八条 会長は、センターを代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、センターを代表し、会長の定めるところにより、会長を補佐してセンターの業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、会長の定めるところにより、会長及び理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、センターの業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は経済企画庁長官に意見を提出することができる。

認めるときは、会長又は経済企画庁長官に意見を提出することができる。

(役員の内命)

第九条 会長、理事長及び監事は、内閣総理大臣が任命する。

2 理事は、内閣総理大臣の認可を受けて、会長が任命する。

(役員の内命)

第十条 会長、理事長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の内命は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができない。

(役員の内命)

第十一条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

(役員の内命)

第十二条 内閣総理大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 内閣総理大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 会長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(役員の内命)

第十三条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、経済企画庁長官の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十四条 センターと会長又は理事長との利益が相反する事項については、会長及び理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事がセン

ターを代表する。

(運営協議会)

第十五条 センターに、運営協議会を置く。

2 会長は、センターの業務の運営の基本方針及び毎事業年度の事業計画について、あらかじめ、運営協議会の意見をきかなければならない。

3 運営協議会は、前項に規定する事項のほか、センターの業務の運営に関する重要事項について、会長の諮問に応じて審議し、又は会長に意見を述べることができる。

4 運営協議会は、委員三十人以内で組織する。

5 委員は、センターの業務に関し学識経験を有する者並びに関係行政機関の職員及び地方公共団体の長のうちから、内閣総理大臣の認可を受けて、会長が任命する。

6 学識経験を有する者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。

7 委員は、再任されることができる。

(職員の任命)

第十六条 センターの職員は、会長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十七条 センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務)

第十八条 センターは、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 国民生活の改善に関する情報を提供すること。

二 国民生活に関する苦情、問合せ等に対して情報を提供すること。

三 前二号に掲げる業務に類する業務を行なう行政庁、団体等の依頼に応じて国民生活に関する情報を提供すること。

四 国民生活の実情及び動向に関する総合的な調査研究を行なうこと。

五 国民生活に関する情報を収集すること。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務

第十九条 センターは、経済企画庁長官の認可を受けて、前条第四号に掲げる業務の委託を受け、又は同号から同条第六号までに掲げる業務の一部を委託することができる。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十条 センターの事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第二十一条 センターは、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、経済企画庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第二十二条 センターは、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に経済企画庁長官に提出して、その承認を受けなければならない。

2 センターは、前項の規定により財務諸表を経済企画庁長官に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十三条 センターは、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 センターは、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第二十四条 センターは、経済企画庁長官の認可を受けて、短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、経済企画庁長官の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第二十五条 センターは、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債その他経済企画庁長官の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託会社又は信託業務を行なう銀行への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第二十六条 センターは、総理府令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、経済企画庁長官の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第二十七条 センターは、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、経済企画庁長官の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(総理府令への委任)

第二十八条 この法律に規定するもののほか、センターの財務及び会計に関し必要な事項は、総理府令で定める。

第五章 監督

(監督)

第二十九条 センターは、経済企画庁長官が監督する。

2 経済企画庁長官は、この法律を施行するため

必要があると認めるときは、センターに対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十条 経済企画庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員にセンターの事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第三十一条 センターの解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十二条 内閣総理大臣は、第二十六条又は第二十八条の規定による総理府令を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

2 経済企画庁長官は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十一条 第二十四条第一項若しくは第二項ただし書又は第二十六条の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十二條第一項又は第二十七條の規定による承認をしようとするとき。

三 第二十五條第一号の規定による指定をしようとするとき。

第七章 罰則

第三十三条 第三十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をしたセンターの役員

又は職員は、三万円以下の罰金に処する。
第三十四条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により内閣総理大臣又は経済企画庁長官の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十八条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第二十五条の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第二十九条第二項の規定による経済企画庁長官の命令に違反したとき。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十条から第十八条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(センターの設立)

第二条 内閣総理大臣は、センターの会長、理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された会長、理事長又は監事となるべき者は、センターの成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ会長、理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 経済企画庁長官は、設立委員を命じて、センターの設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、センターの設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込み及び出資の目的たる財産の給付を求めなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込み及び出資の目的たる財産の給付があつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名され

た会長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 センターは、設立の登記をすることによつて成立する。

(持分の払い戻し)

第六条 政府以外の者が国民生活研究所(以下「研究所」という。)に出資した金額については、当該出資者は、研究所に対し、総理府令で定めるところにより、当該持分の払い戻しを請求することが出来る。

2 研究所は、前項の規定による請求があつたときは、国民生活研究所法(昭和三十七年法律第八十号)第五条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払い戻しをしなければならない。

(研究所の解散等)

第七条 研究所は、センターの成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時においてセンターが承継する。

2 研究所の解散の時までに政府から研究所に対して出資された金額は、センターの設立に際して政府からセンターに対し出資されたものとする。

3 研究所の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算及び損益の処理については、なお従前の例による。

4 第一項の規定により研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(経過規定)
第八条 センターの最初の事業年度は、第二十条の規定にかかわらずその成立の日に始まり、昭和四十六年三月三十一日に終わるものとする。

第九条 センターの最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十一条中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「センターの成立後遅滞なく」とする。

(国民生活研究所法の廃止)
第十条 国民生活研究所法は、廃止する。

(罰則に関する経過規定)
第十一条 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第一第一号の表中 国民生活研究所 国民生活研究所法(昭和三十七年法律第八十号)を

国民生活センター 国民生活センター法(昭和四十五年法律第 号)に改める。

(法人税法の一部改正)
第十三条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中国立教育会館の項の次に次のように加える。

国民生活センター 国民生活センター法(昭和四十五年法律第 号)

(印紙税法の一部改正)
第十四条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中国民金融公庫の項の次に次のように加える。

国民生活センター 国民生活センター法(昭和四十五年法律第 号)

(登録免許税法の一部改正)
第十五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二中国民金融公庫の項の次に次のように加える。

国民生活センター 国民生活センター法(昭和四十五年法律第 号)

(地方税法の一部改正)
第十六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「国際観光振興会」の下に、「国民生活センター」を加える。

第七十二条の五第一項第六号中「国民生活研究所」を削る。

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

二十四 国民生活センターが国民生活センター法(昭和四十五年法律第 号)第十八条第一号から第五号までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの。

第三百四十八条第二項に次の一号を加える。

二十九 国民生活センターが国民生活センター法第十八条第一号から第五号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で

定する業務の用に供する固定資産で政令で

定する業務の用に供する固定資産で政令で

定する業務の用に供する固定資産で政令で

東京都港区高輪三丁目十三番地 所在
宅地 千四百三十四平方メートル